

令和3年定例会
差別解消を目指す条例検討調査特別委員会

説明資料

- 1 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の運用状況について 1

《別冊》

- ・ (別冊1) 不当な差別的取扱い 合理的な配慮 環境の整備
さまざまな分野における具体例集
- ・ (別冊2) 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例

令和3年1月27日
子ども・福祉部

1 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の運用状況について

1 条例の概要について（別紙1、2参照）

【目的】

障害者差別解消法と同様に、「全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを目的としています。

【障がいを理由とする差別の禁止等】

行政機関等や事業者の不当な差別的取扱いの禁止を法的義務とし、合理的な配慮の提供については、行政機関等について法的義務、事業者については努力義務とするなど、障害者差別解消法と同様に規定とともに、法で努力義務となっている県等の職員対応要領の作成を義務化すること等を規定しています。

【差別解消のための体制】

障がい者やその家族等からの相談に応じる専門相談員の設置や、解決が困難な相談事案について助言・あっせんの申立てができること、事業者等が助言・あっせんに従わないときは知事が勧告を行うことができるなどを規定しています。

また、助言・あっせんの申立てがあった場合の諮問機関として調査・審議を行う三重県障がい者差別解消調整委員会を設置することとしています。

【障がい者の自立・社会参加の支援等】

障がい者の自立及び社会参加の支援等のために、障がい福祉サービス事業に従事する人材の育成の支援や障がい者に対する理解等を深めるための教育の推進や啓発活動などに取り組むよう規定しています。

【施策の推進】

三重県障がい者差別解消支援協議会の設置を義務化し、相談事例等の情報共有や事例の検証等を実施するよう規定しています。

2 障がいを理由とする差別を解消するための体制整備状況について

(1) 相談員の配置と相談実績について（別紙3参照）

障がいを理由に不当な差別的取扱いを受けたり、合理的配慮がなされなかつたなど、条例に規定する差別事案に関する相談に応じ、必要な助言や調査、調整などをを行うため、子ども・福祉部障がい福祉課に「障がい者差別解消専門相談員」を1名配置し、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの相談に対応しています。障がい者差別解消専門相談員は、市町との他の関係行政機関と連携して、必要な助言、関係者間の調整を行うとともに、法に基づいて市町が応じた障がいを理由とする差別に関する相談を支援するための助言も行っています。

①相談件数

令和元年度の相談案件は 55 件で、障がいを理由とする不当な差別的取扱いや合理的な配慮の不提供など条例に規定する障がいを理由とする差別に関する相談が 13 件、雇用に関するものが 9 件、その他の相談が 33 件となっており、条例の規定に該当する相談は 23.6% となっています。

令和 2 年 12 月末日までの相談件数は 51 件で、条例に規定する相談が 5 件、雇用に関するものが 4 件、その他の相談が 42 件となっており、条例の規定に該当する相談は 9.8% となっています。

②相談内容（別冊 1 参照）

条例に規定する相談の事例としては、視覚障がいがある方が医療機関において同行のヘルパーの代筆が認められなかつた、精神障がいのある方が障がいがあることを理由に不動産の仲介を断られた、などの不当な差別的取扱いの事例や、中途難聴の聴覚障がいがある方が手話ができないことから筆談の対応を求めたことに対し、手話通訳のみで筆談の対応が取られなかつたという合理的配慮の不提供の事例などがあります。

条例の規定以外の相談としては、自身の障がいに対する不快な発言をされたという相談や、生活上の困りごとの相談などが多く寄せられていますが、それらの相談についても、関係行政機関と調整を行うなど解決に向けた対応を行っています。

(2) 紛争解決のための体制整備（三重県障がい者差別解消調整委員会の設置）と助言・あっせんの実績について（別紙 2 参照）

条例では、相談を経ても解決が難しい差別事案について、助言・あっせんの申立てを行うことができるとしています。助言・あっせんの申立てがあった場合、知事は、必要に応じて第三者機関に諮問し、助言・あっせんを行うこととしていることから、諮問を受ける第三者機関として、「三重県障がい者差別解消調整委員会」を設置し、体制を整備しています。

また、助言・あっせんは、当事者間での自主的な問題解決を援助するためのものであり、助言・あっせんに従うかどうかは当事者に委ねられていることから、実効性を担保するため、助言・あっせんに従わないことに正当な理由がないと認められる場合には、知事は必要な措置を取るよう勧告することとしています。

なお、現在まで、助言・あっせんの申立ての事例はなく、すべて相談段階において解決・調整等ができている状況です。

3 三重県障がい者差別解消支援協議会について

差別事案に関する相談事例をふまえ、障がいを理由とする差別を解消するための取組を推進するため、条例に基づき、関係機関をはじめ有識者、障がい者の自立と社会参加に関連する分野の代表者等で構成する「三重県障がい者差別解消支援協議会」を設置しています。

条例では、差別事案の処理状況の検証を実施するとしていることから、三重県障がい者差別解消支援協議会を毎年2回開催し、合理的な配慮の好事例等について情報共有や事例検証を行うなど、関係機関と連携して障がい者差別の解消に向けた取組を進めています。

また、条例において、相談事例の検証が、障がい当事者や県民の参加を含めた多角的な視点で検証されることが望ましいとしていることから、研修会など三重県障がい者差別解消支援協議会以外の場においても検証に取り組んでいるところです。

(三重県障がい者差別解消支援協議会開催状況)

平成28年8月17日

平成29年1月31日

平成29年7月18日

平成30年1月30日

平成30年8月10日

平成31年2月12日

令和元年8月26日

令和2年2月14日

令和3年2月5日（開催予定）

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例の概要

○条例の主な特徴

- ①障がい者差別に関する相談体制・紛争解決を図る体制を具体化
- ②障がい者の自立・社会参加の支援等のための施策を規定
- ③「合理的な配慮」について、その内容及び基本的な考え方を明確化
- ④障がい者などの参加を確保（意見聴取・協議会の活用）
- ⑤障害者基本法等に基づく施策との一体的な運用を明確化

【第1 総則】 <条例第1~9条>

《目的》「全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を目指す。

→共生社会の実現に向けた施策（障がい者差別の解消+障がい者の自立・社会参加の支援等）に関し、基本理念、県の責務等を定め、施策を総合的かつ計画的に推進

《基本理念》

- ①共生社会の実現の理念として、障害者基本法の3つの理念を旨とすること、合理的な配慮の考え方及び関係者の意見の聴取・尊重について規定
- ②「障がい者差別解消の推進に関する施策」と「障がい者の自立・社会参加の支援等のための施策」の基本方針を規定

《責務・役割等》

- ①県の責務、事業者・県民の役割を規定
- ②県は、国、市町、関係機関、関係団体、事業者等と連携協力する。

《障害者計画の策定に関する方針》

- 障害者基本法その他関係法令の理念を踏まえて障害者計画を策定

【第2 障がいを理由とする差別の禁止等】

- ア 差別の禁止** <条例第10~15条>
- ①不当な差別的取扱いの禁止
県等・事業者 ⇒ 法的義務
 - ②合理的な配慮の提供
県等 ⇒ 法的義務
事業者 ⇒ 努力義務

イ 差別解消の措置

- ①県等の職員対応要領の作成の義務化
- ②不当な差別的取扱い等の事例の具体化
- ③事前の改善措置
- ④合理的な配慮の提供に関する事業者への支援

【第3 差別解消のための体制】 <条例第16~24条>

ア 相談体制

- ①担当部局の窓口と相談員による相談体制を整備
(主な業務)
助言、調査、関係者間の調整
- ②差別事案以外の事案にも一定の対応

イ 紛争解決を図る体制

- ①相談対応での解決が困難な事案について、助言・あっせんの手続を整備（知事が第三者機関に諮問しつつ行う）
- ②事業者等が助言・あっせんに従わないときは、知事が勧告を行う。

【第4 障がい者の自立・社会参加の支援等】

- ①障害福祉サービス** <条例第25~31条>
- 事業に従事する人材の育成の支援
 - ②教育の推進
 - ③就労の支援に係る情報の共有等
 - ④情報の利用におけるバリアフリー化等
 - ⑤災害時等における支援
 - ⑥選挙等における投票の支援
 - ⑦啓発活動

【第5 施策の推進】 <条例第32、33条>

ア 共生社会の実現に向けた施策の計画

- ①障害者計画において定め、障害者基本法等による施策と一体的に推進
- ②三重県障害者施策推進協議会において、計画の策定・実施状況の監視を行う。

イ 差別解消の推進体制

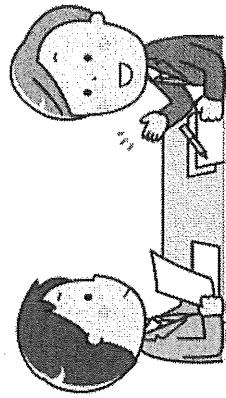
- ①三重県障がい者差別解消支援協議会の設置の義務化
- ②三重県障がい者差別解消支援協議会において、相談事例等の共有・検証、諸課題の解決に向けた調査研究を行う。

【附則】

《施行期日》 平成30年10月1日
(平成31年4月1日全面施行)

《条例の施行後の検討》

条例施行後おおむね3年ごとに検討



障がい者・家族・事業者など

①相談

そうだん
かいがつ
かいわい
相談での解決が困難な場合
じょがん
もうた
はあい

③助言・あっせんの申し立て

②相談窓口

④助言・調整等

しゃ
障がい者

しゃ

しゃ</p

相談件数

相談内容 の類型 年度	行政機関等		事業者		合計
	不當な 差別的 取扱い	合理的 な配慮	環境の 整備	合理的 な配慮 の 差別的 取扱い	
令和元年度	2	6	1	3	9
令和2年度 (12月末現在)			1	4	42
					51

別紙3

三重県障がい者差別解消調整委員会 委員名簿

参考

	区分	所属	役職	氏名
1	学識経験者(研究者)	津市立三重短期大学生活科学科	教授	長友 薫輝
2	学識経験者(法曹)	三重弁護士会	弁護士	池田 仁美
3	障がい福祉事業者 (相談支援機関)	障がい者総合相談支援センターそういん	センター長	中村 弘樹
4	障がい当事者	公益社団法人三重県障害者団体連合会	会長	世古 佳清
5	事業者	三重県経営者協会	専務理事	西場 康弘
6	労働者	日本労働組合総連合会三重県連合会	副会長	金森美智子
7	まちづくり関係者	NPO法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンター	事務局長	野口あゆみ
8	医療保健関係者	公益社団法人三重県看護協会	常任理事	今井可奈子
9	教育関係者	三重県立特別支援学校校長会	会長	中川 悅子
10	関係行政機関	法務省津地方法務局人権擁護課	課長	西川 昌樹

三重県障がい者差別解消支援協議会委員名簿

参考

	区分		所属	役職	氏名
1	学識経験者	研究者	津市立三重短期大学生活科学科	教授	長友 薫輝
2		法曹	三重弁護士会	弁護士	高井 幹雄
3	社会福祉団体及び関係機関	団体	社会福祉法人三重県社会福祉協議会	事務局次長・福祉研修人材部長	明石 典男
4		団体	三重県民生委員児童委員協議会	常任理事	岸 俊子
5		団体	三重県人権擁護委員連合会	会長	松井 睦夫
6		相談機関	障がい者総合相談支援センターそいん	センター長	中村 弘樹
7	当事者及び当事者団体	身体団体	公益社団法人三重県障害者団体連合会	会長	世古 佳清
8		身体団体	社会福祉法人三重県視覚障害者協会	会長	児玉 千春
9		身体団体	一般社団法人三重県聴覚障害者協会	常務理事・事務局長	山本 喜秀
10		知的団体	一般財団法人三重県知的障害者育成会	理事	小林えり子
11		精神団体	特定非営利活動法人三重県精神保健福祉会	理事長	山本 武之
12		難病団体	特定非営利活動法人三重難病連	会長	河原 洋紀
13	事業者・労働者	経済団体	三重県経営者協会	専務理事	西場 康弘
14		労働団体	日本労働組合総連合会三重県連合会	副会長	金森美智子
15		福祉施設運営	三重県身体障害者福祉施設協議会	会長	池田 修一
16		福祉施設運営	三重県知的障害者福祉協会	理事	柏木 三穂
17	まちづくり	UD団体	NPO法人伊勢志摩パリアフリーツアーセンター	事務局長	野口あゆみ
18	医療・保健	病院関係団体	一般社団法人三重県病院協会	事務局長	山下 慎一
19		看護師関係団体	公益社団法人三重県看護協会	常任理事	今井 可奈子
20	教育	教育機関	三重県立特別支援学校校長会	会長	中川 悅子
21		保護者	特別支援学校PTA連絡協議会	会長	笠井 政子
22	行政	国	三重労働局職業安定部職業対策課	課長	浦 幸生
23			津地方法務局人権擁護課	課長	西川 昌樹
24		市町	名張市福祉子ども部	障害福祉室長	田中 資三
25		県	雇用経済部	障がい者雇用推進監	岩崎 雄也
26			環境生活部	人権課長	岡村 益幸
27			教育委員会事務局	人権教育課長	久野 嘉也
28			警察本部警務部	警務課企画室長	宮川 肇
29			医療保健部	健康推進課長	芝田 登美子
30			子ども・福祉部	障がい福祉課長	森岡 賢治